

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都葛飾区水元一丁目3番13号

氏 名 大谷清運株式会社

代表取締役 二木玲子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日 令和 4年 5月16日

許可の有効期限 令和 9年 5月15日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①汚泥、②廃油、③廃プラスチック類、④紙くず、⑤木くず、⑥繊維くず、⑦金属くず、⑧ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑨がれき類（以上9種類）

※①については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※③については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑦については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑧については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑨については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成14年 5月16日 新規許可

平成19年	5月16日	更新許可
平成21年	6月26日	変更許可
平成24年	5月16日	更新許可
平成29年	5月16日	更新許可
令和 4年	5月16日	更新許可
令和 7年	10月17日	変更許可

- 4 積替え許可の有無 有・☒無
- 5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無